

水・大気環境局自動車環境対策課

1. 事業の概要

船舶からの大気汚染物質等の排出削減については、国際的な規制に我が国の状況が適切に反映されるよう技術的な検討を行うと共に、国内対策としても船舶の排出ガス対策を適切に講じるべく、排出ガス削減対策とその効果等について各種調査などを行う。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動については、環境基準等の達成に向け、騒音対策を適切かつ効果的に推進するため、統一的な騒音測定等モニタリングに関するマニュアルの策定などを行う。

道路交通振動については、昭和51年の振動規制法制定以来25年以上経過しているうえ、制定当時と比べ建築構造も変化している。道路交通振動が要請限度値を超えることは稀であり、振動の評価が現状に即していないことが考えられる。よって、道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方の検討を行う。

自動車騒音については、平成12年に騒音規制法が改正されたことに伴い騒音常時監視は、地方公共団体の法定受託事務とされた。それに伴い技術水準を全国的に確保すべく「環境基準の評価マニュアル」を作成の上、配布したところであるが、その後の技術の発展等を踏まえマニュアルの改訂に向けた調査検討を行う。また、騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行う。

2. 事業計画

調 査 項 目	H 2 1	H 2 2	H 2 3
船舶排出大気汚染物質規制検討調査			→
交通騒音振動低減対策推進調査			→
道路交通振動対策調査		→	
自動車騒音に係る環境基準評価マニュアルの改訂			→

3 . 施策の効果

- ・ 船舶からの大気汚染物質等の排出削減及び、国際的な規制に我が国の状況を適切に反映する。
- ・ 新幹線沿線の騒音・振動及び飛行場周辺の騒音環境の改善。
- ・ 道路交通振動における地盤・路面状況、建物の構造等自動車交通にあたる影響を調査し、今後の道路振動対策のあり方を検討する。
- ・ マニュアルの改訂により自動車騒音常時監視事務を効率的・合理的に実施する。

交通公害防止等調査費

船舶からの大気汚染物質等の排出削減



大気汚染物の現状を把握し、対策について調査・検討を行っている。

新幹線、航空機など交通機関による騒音・振動



実態調査

環境基準の達成に向けて実態の調査及び諸対策の検討等を行っている。



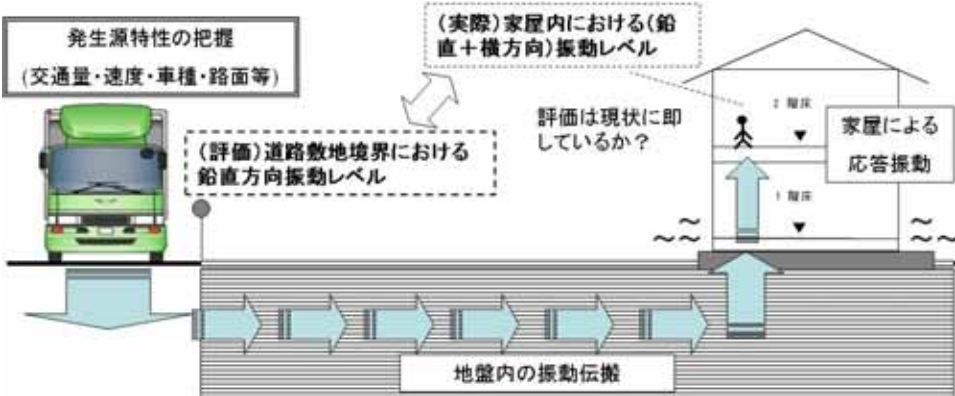
土地利用対策の検討



騒音軽減対策

道路交通振動

自動車騒音



道路交通振動が及ぼす影響の適切な予測・評価方法の検討を行い、道路交通振動のあり方を検討を行っている。



騒音常時監視システムの改良や地方公共団体からの常時監視結果報告のとりまとめなどを行っている。